　　６－９

**家畜保健衛生所情報**

令和６年11月15日

**家畜伝染病予防法第９条に基づく**

**緊急的な消毒の実施について**

**今シーズンは、これまでで最も早く10月17日に北海道の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、短期間で国内各地での発生が続いています。**

**大阪府では、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止に万全を期するため、以下のとおり告示しましたので、緊急消毒をお願いします。**

**大阪府告示第1546号**

**家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを命ずる。**

**令和６年11月15日**

**大阪府知事　吉村 洋文**

**１ 実施の目的：監視伝染病の発生の予防**

**２ 病名、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施する区域及び実施の方法**

**：別表のとおり**

**３ 実施の期日：令和６年11月18日から12月31日まで**

**４ その他：詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。**

**別表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **病名** | **家畜の種類及び範囲** | **実施する区域** | **実施の方法** |
| **高病原性**  **鳥インフルエンザ**  **及び**  **低病原性**  **鳥インフルエンザ** | **鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥（100羽以上所有する者）又は**  **だちょう（10羽以上所有する者）** | **府内全域** | **畜舎の存する敷地（畜舎の周辺及び敷地の境界線の付近の部分に限る。）への消石灰等の散布** |

**消石灰の散布方法は裏面をご覧ください**

**消石灰の散布方法**

|  |  |
| --- | --- |
| **散布箇所** | ・家きん舎の周辺及び境界線の付近  ・幅1ｍ以上 |
| **散布量** | ・0.5～1.0㎏/㎡  幅1mで消石灰１袋（20㎏）の場合、長さ10～20m  ☞ 地面の表面がムラなく白くなる程度に均一に！！ |
| **注意事項** | ・消石灰は強いアルカリ性のため、使用時は、十分注意し、  ゴム手袋、マスク、ゴーグル、長袖作業着、帽子などを必ず着用  してください。  ・万一、目、鼻や口に入ったり、皮膚などに付着した場合は、  速やかに水で洗い流してください。  ・散布に際しては、周囲に十分配慮し、周辺に人がいないことを  確認してから散布するようにしてください。 |

**※散布のイメージ（斜線部分が消石灰散布範囲＝消石灰帯）**

**鶏舎**

**敷地の境界線内側に**

**幅1m以上散布**

**鶏舎の周辺に幅1m以上散布**

**・消石灰（水酸化カルシウム）は、水に溶けてアルカリ性を示すことで**

**効果を発揮します。**

**・雨などで湿った後に乾燥すると炭酸カルシウムに変化し、効果が消失します。**

**消毒効果を保つために、降雨後などは小まめに撒きなおしましょう。**

**・踏込消毒槽を通過後に消石灰を散布した面を歩く場合、アルカリ性でも効果が**

**低下しない逆性石鹸などを踏込消毒槽に使用しましょう。**

**消石灰消毒のワンポイント！**

＜参考＞全農YouTube

[「踏み込み消毒槽 長靴編」](https://youtu.be/_KlRfVVY3ZE)



**高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について**

**今シーズンは、過去最多の発生となった令和４年シーズンに匹敵するペースで高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています。また、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されており、全国どこで発生してもおかしくない状況です。**

**全国的に本病ウイルスが存在していると考えられる中、渡り鳥の飛来が本格化し、今後さらに環境中のウイルス濃度が高まり、本病の発生リスクがさらに増大すると推測されます。**

**家きん農家の皆様におかれましては、農場及び家きん舎へのウイルス侵入を効果的に防止するため、特に以下の点について改めて徹底をお願いします。**

**◇ 衛生管理区域専用の衣服を使用**

**◇ 家きん舎ごとの専用の靴を使用**

**◇ 手指の消毒**

**◇ 車両の消毒**

**◇ 次亜塩素酸ナトリウム等による飲水の消毒（水道水以外の場合）**

**※雨水、井戸水、川水等は、野生動物等により汚染される可能性あり**

**◇ 家きん舎や防鳥ネット破損部分は速やかに修繕**

**◇ 堆肥、餌、家きん死体及び廃棄卵を適切に管理し、野生動物等の誘引防止**

**◇ 整理整頓、草刈り等により野生動物等の隠れ場所をつくらない**

**従業員だけでなく、農場に出入りする事業者に対しても**

**徹底させてください！**

**動線が交差しないように工夫！**

**ウイルス侵入防止対策**

**家きんの観察を毎日行い**

**異状が確認された場合はただちに家畜保健衛生所へ通報してください**

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**大阪府家畜保健衛生所**

**〒598-0048　泉佐野市りんくう往来北１－５９**

**TEL　072-４58-1151　　FAX　072-４58-1152**

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**